

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新														
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>16 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～15 (略)	(略)	16 (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15-2 特定端末系事業者</td> <td>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する西日本電信電話会社</td> </tr> <tr> <td>16 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～15 (略)	(略)	15-2 特定端末系事業者	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する西日本電信電話会社	16 (略)	(略)
用 語	意 味														
1～15 (略)	(略)														
16 (略)	(略)														
用 語	意 味														
1～15 (略)	(略)														
15-2 特定端末系事業者	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する西日本電信電話会社														
16 (略)	(略)														
<p>第8章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い (通信時間の測定等) 第20条 1～2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話(当社が設置したもののうち、当社が指定したものに限り、)から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信(この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要さず利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)</u></p>	<p>第8章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い (通信時間の測定等) 第20条 1～2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社又は特定端末系事業者が利用者料金の支払いを要しない措置を行った場合における、当該措置の開始から終了までの期間に発信された以下の通信</u> <u>ア 公衆電話(当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、)から発信された通信</u> <u>イ 避難施設等での通信手段確保又は帰宅困難者の連絡手段確保のため特別に設置した電話(当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、)から発信された通信</u></p>														
	<p><u>附 則(平成27年3月30日東相制第14-137号)</u> <u>この改正規定は、平成27年4月10日から実施します。</u></p>														